

放課後児童クラブで働く人の資格やその人数に係る「従うべき基準」を参酌化することにより、継続的・安定的な運営に貢献

～放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「161」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

放課後児童クラブで働く人の資格やその人数について、市町村の責任において事業の質を確保しつつ地域の実情に合った基準を条例で定めることが可能になったことにより、放課後児童クラブの継続的・安定的な運営に貢献

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による児童福祉法の一部改正)

(省令 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号))

地域の課題

放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難

放課後児童クラブのニーズは増加一方、地方では人材確保が難しい



このままでは運営できなくなってしまいます…

クラブ代表者

なんとなんとかの？

地域の声

制度上の支障

全国一律の基準に合わせなければならない

放課後児童クラブの従事者(=放課後児童支援員)の資格と員数を「従うべき基準」として規定

資格 保育士等の基礎資格 + 一定の研修受講

子育て経験が豊富な方も、国の基準に該当し、都道府県知事等の実施する研修を受講しなければ、放課後児童支援員になることができない

員数 支援の単位(おおむね40人以下)ごとに2人以上

利用児童数が多い場合でも少ない場合でも、一律に放課後児童支援員等を2人以上配置する必要

もっと地域の実情に合わせて工夫して運営したい

地方



提案

解決策

地域の実情にあった基準を定めることが可能に

地方の創意工夫を活かすために「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定められる



事業の質を確保しながら柔軟な対応が可能になります

住民サービスの向上

事業の継続的・安定的な運営につながる

地域の実情に応じた運営の工夫ができる



運営上の心配が減ります!